

適正化実施機関からのお知らせ

トラック運送事業者は、貨物自動車運送事業法をはじめ、数々の関係法令を遵守することが求められておりますが、重大事故が発生した場合、国土交通省では、その防止のため監査方針や規制を強化し、それに伴う処分基準も都度改正してきております。

そのような状況を踏まえ、適正化事業部では、近年の巡回指導において数多く指摘されている、「特定運転者に対する特別指導及び適性診断の受診」について、運送事業者の方の法令の理解と遵守の一助に資することを目的に、下記のとおり参考資料を作成いたしましたので、巡回指導前に今一度ご確認の程、よろしくお願いします。

特定運転者に対する特別指導と適性診断の受診

◇実施の目的

交通事故の未然防止とプロのドライバー育成のため、計画的・継続的に実施することが求められている。

◇特別指導（教育記録簿 保存期間3年間）

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」H13.8.20 国土交通省

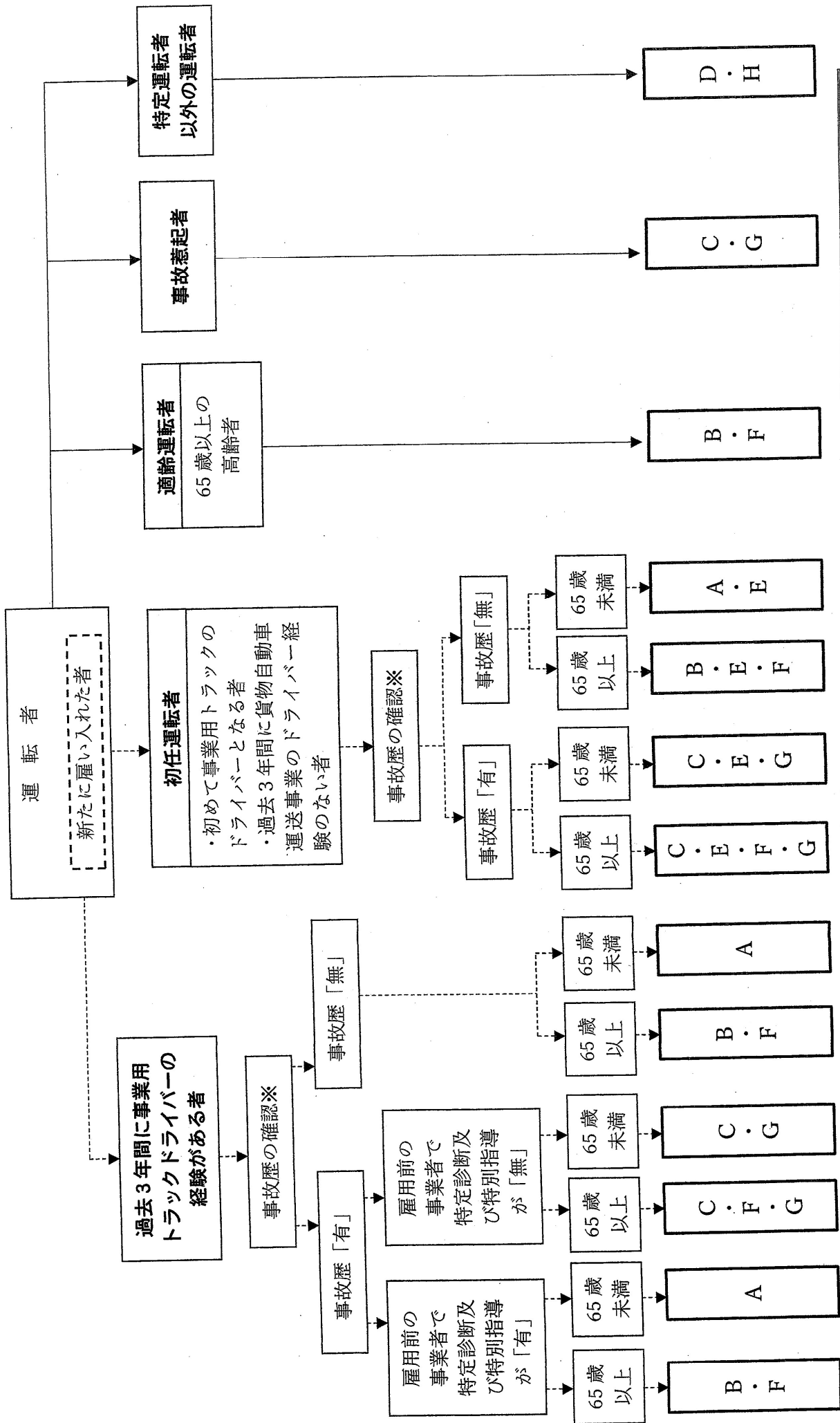
対象運転者	実施時期	指導内容	時間
初任運転者	初めて事業用自動車に乗務する前 （やむを得ない場合は、乗務を開始した後1カ月以内）	1. 一般的な指導及び監督内容 運転の心構え、車両の構造上の特性、貨物の積載状況、車両管理、健康管理等 計12項目	15時間以上
		2. 安全運転の実技	20時間以上
高齢運転者	適齢診断結果後1カ月以内	適齢診断結果を踏まえた身体機能の変化、安全運転方法など	
事故惹起運転者	事故を引き起こした後、再度トラックへ乗務する前 （やむを得ない場合は乗務を開始した後1カ月以内） 注）外部専門的機関による指導講習の場合の期限は適用外	事故事例の分析、再発防止対策や危険予測及び回避などの座学及び安全運転実技	座学合計6時間以上（実技は可能な限り実施）

◇適性診断

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」H13.8.20 国土交通省

種類	対象	受診時期
初任診断	新たに採用された運転者（初任運転者） （過去3年間に初任診断を受診したことがない者）	初めて事業用自動車に乗務する前 （やむを得ない場合は、乗務を開始した後1カ月以内）
適齢診断	65歳以上の運転者（高齢運転者）	65歳に達した日以後1年以内 （その後3年以内ごとに1回受診）
特定診断Ⅰ	・当該事故前1年間交通事故がなく、今回死亡（又は重傷）事故を起こした運転者（事故惹起者） ・当該事故前3年間交通事故があり、今回軽傷事故を引き起こした運転者（事故惹起者）	事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前 （やむを得ない場合は乗務を開始した後1カ月以内）
特定診断Ⅱ	当該事故前1年間交通事故があり、今回死亡（又は重傷）事故を起こした運転者（事故惹起者）	

〈特別指導及び適性診断の対象となる運転者〉



実施する適性診断→ A：初任診断 B：適齢診断 C：事故惹起者の特定診断 D：一般診断
 実施する指導→ E：初任者の特別教育 F：適齢者の特別教育 G：事故惹起者の特別教育 H：一般的な指導
 ※ 事故歴（事業用に限らない）は運転記録証明書で要確認